理　　由

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第４条第１項の規定に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」について、良好な住宅市街地の開発整備を図るため、住宅市街地の開発整備の目標等を変更する。また、開発整備の進捗等にあわせて、「一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第７条第１項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区」及び当該地区の計画の概要を変更する。